

ご相談等の連絡先

<p>ご連絡先</p>	<p>社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 法人後見センター なごやかぼーと（権利擁護推進部） 【なごやかエンディングサポート事業専用ダイヤル】 電話：052-380-8294 ファックス：052-919-7585</p>
<p>受付時間</p>	<p>月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 9時～17時</p>
<p>住所</p>	<p>〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館5階（北区総合庁舎内）</p> <p>地下鉄名城線「黒川」駅下車 ①番出口より徒歩10分</p> <p>交通案内</p> 

備えてあんしん!!
死後の葬儀や家財処分等をサポートします

なごやか エンディングサポート事業



名古屋市社会福祉協議会とは？

- 名古屋市社会福祉協議会は、「誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち名古屋」の実現を目指す社会福祉法に位置づけられた公共性・公益性の高い民間の組織です。
- 住民や住民組織、ボランティア・NPO、社会福祉施設等と協力して地域の福祉課題の解決に向けた取り組みや、高齢者の介護保険サービス、障がい者や子どもに関する事業などを行っています。
- 社会福祉協議会は、全国、都道府県、指定都市、市区町村にあり、名古屋市には、名古屋市社会福祉協議会と、16区に各区社会福祉協議会があります。



なごやかエンディングサポート事業とは？

あらかじめ預託金をお預かりし、本事業の契約者が亡くなったときに、預託金で、葬儀・納骨、死亡後の債務の支払い、行政官庁等への各種届け、残存家財処分等を行う事業です。事業主体は名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」といいます。）です。

利用できる対象は？

契約締結時点で次の条件をすべて満たす方が本事業の対象となります。

- (1) 名古屋市内に居住する 70 歳以上の高齢者（同居者がいる場合は全員が 70 歳以上^{注1}）であること
- (2) 明確な契約能力を有すること
- (3) 原則、直系卑属（子や孫など）がないこと
- (4) 生活保護を受給していないこと
- (5) 預託金（葬儀・死亡後の債務の支払い等：50 万円以上、残存家財処分：業者見積額等）を納められること
- (6) 原則、公正証書遺言^{注2}により遺言執行者^{注3}を定めていること
※ご相談及びお申込み時点で定めていない場合は、契約締結時点で定めていただく必要があります。
- (7) 本事業の円滑な実施に支障がないと本会の会長が認めた者であること

費用は？

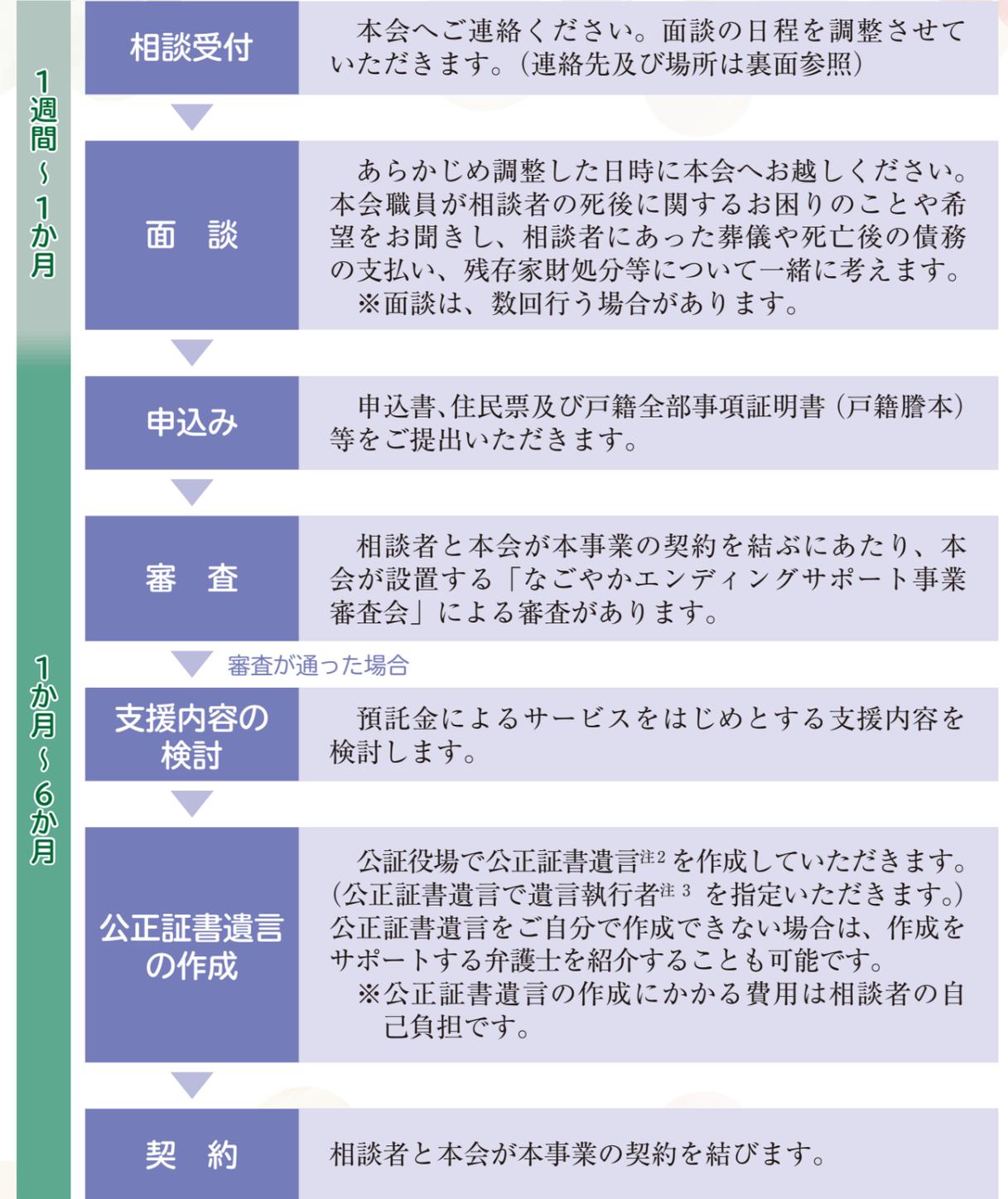
契約時費用 年間利用料	契約時費用	16,500円(税込)
	年間利用料	年額11,000円(税込)
※契約月が10～3月の場合の初年度の年間利用料は5,500円(税込)		
預託金	葬儀・死亡後の債務の支払い等	500,000円以上
	残存家財処分	業者の見積額等
※預託金の1割相当額(税別)を本会の執行費用として預託していただき、実際に執行した金額の1割相当額(税別)を執行後に徴収させていただきます。		

サービス内容は？

預託金によるサービス	葬儀・納骨等の実施、死亡後の債務の支払い、死亡に伴う行政官庁等への各種届け、残存家財処分
見守り・安否確認サービス	月1回の電話、6か月に1回の訪問による見守り及び安否確認
入退院時支援サービス (希望がない場合は提供しません)	①入院時の貴重品等の預かり ②入退院時等の付添い ③入院に必要な荷物準備 ④入院時の緊急連絡先指定及び緊急対応 ⑤その他 ※サービス利用料は、注4参照(税込)

利用（契約）までの流れは？

(目安)



- 注1 同居者全員の申込み及び契約締結が必要です。
 注2 公正証書遺言とは、遺言者が公証人の面前で遺言の内容を口授し、それに基づいて、公証人が、遺言者の真意を正確に文章にまとめ作成するものです。
 注3 遺言執行者とは、遺言の内容を実行する人です。未成年者及び破産者は遺言執行者にはなれません。
 注4 ①1回30日以内275円、②～⑤職員が出動した場合は1回3,300円(平日17時～翌9時、土・日・祝日・年末年始は1回5,500円)